四　取締役等が法第六十三条の五第一項第十一号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

［五・六　略］

七　外国暗号資産交換業者である場合にあっては、外国の法令の規定により当該外国において法第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて暗号資産交換業を行う者であることを証する書面

八　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

九　［略］

十　事業開始後三事業年度における暗号資産交換業に係る収支の見込みを記載した書面

十一　取り扱う暗号資産の概要を説明した書類

十二　暗号資産交換業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十三　暗号資産交換業を管理する責任者の履歴書

十四　暗号資産交換業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第二十四条において同じ。）

十五　暗号資産交換業の利用者と暗号資産交換業に係る取引を行う際に使用する契約書類

十六　暗号資産交換業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書

十七　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ　指定暗号資産交換業務紛争解決機関（法第六十三条の十二第一項第一号に規定する指定暗号資産交換業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十二条第一項第八号において同じ。）が存在する場合　当該暗号資産交換業者が法第六十三条の十二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定暗号資産交換業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在しない場合　当該暗号資産交換業者の法第六十三条の十二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十八　［略］

（暗号資産交換業者登録簿の縦覧）

第八条　金融庁長官は、その登録をした暗号資産交換業者に係る暗号資産交換業者登録簿を当該暗号資産交換業者の本店（外国暗号資産交換業者にあっては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎等）

第九条　法第六十三条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　資本金の額が一千万円以上であること。

二　純資産額（第六条第一項第八号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこと（暗号資産の管理を行う者にあっては、履行保証暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額以上であること。）。

四　取締役等が法第六十三条の五第一項第十号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

［五・六　同上］

七　外国仮想通貨交換業者である場合にあっては、外国の法令の規定により当該外国において法第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて仮想通貨交換業を行う者であることを証する書面

八　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

九　［同上］

十　事業開始後三事業年度における仮想通貨交換業に係る収支の見込みを記載した書面

十一　取り扱う仮想通貨の概要を説明した書類

十二　仮想通貨交換業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十三　仮想通貨交換業を管理する責任者の履歴書

十四　仮想通貨交換業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第十九条において同じ。）

十五　仮想通貨交換業の利用者と仮想通貨交換業に係る取引を行う際に使用する契約書類

十六　仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書

十七　［同上］

イ　指定仮想通貨交換業務紛争解決機関（法第六十三条の十二第一項第一号に規定する指定仮想通貨交換業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第十七条第一項第十一号において同じ。）が存在する場合　当該仮想通貨交換業者が法第六十三条の十二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在しない場合　当該仮想通貨交換業者の法第六十三条の十二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十八　［同上］

（仮想通貨交換業者登録簿の縦覧）

第八条　金融庁長官は、その登録をした仮想通貨交換業者に係る仮想通貨交換業者登録簿を当該仮想通貨交換業者の本店（外国仮想通貨交換業者にあっては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎等）

第九条　［同上］

一　資本金の額が一千万円以上であること

二　純資産額（第六条第一項第八号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこと